



2月2日
東地申第30号

山手線の安全・安定輸送の確保のため、適正な人事運用と要員配置を求める申し入れ

団体交渉を行う!(その1)

1. 池袋運輸区と大崎運輸区の要員不足についての認識を示すこと。また、今変更は労働条件の変更であることから JR 東日本輸送サービス労働組合東京地方本部に対して説明すること。

回答:業務に必要な要員は確保している。なお、本件は労働条件の変更とは考えていないが、具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)に則り取り扱う考えである。

組合

- ◆ 要員状況を明らかにすること。
- ◆ この取扱いを行う理由を明らかにすること。
- ◆ 説明会で社員の理解・納得は得ているのか。
- ◆ この取扱いは首都圏本部が考えたことなのか。
- ◆ これがライン管理の考え方なのか。
- ◆ 今までで何回実施したのか。
- ◆ 変形日勤者など自区の要員で解消できたのではないか。
- ◆ 提案箇所体制で作業量が示されているが、必要な要員数が確保されていないから別の職場から要員を回してもらっているのではないか。
- ◆ 勤務作成時には指定するのか。
- ◆ ジョブローテーション異動で意図的に要員をひっ迫させているのではないか。
- ◆ 労働条件の変更とはどのような場合なのか。

会社

- ◆ 必要な要員は確保している。今回の取扱いはあくまでも出勤予備がある時の取扱いである。
- ◆ 休日出勤や時間外労働の負担軽減が目的である。
- ◆ 訓練会で説明している。不安や疑問があれば管理者に確認してほしい。
- ◆ 現場社員の発意である。
- ◆ 現段階で検討しているものではない。
- ◆ 大崎運輸区で既に2回実施している。
- ◆ 業務と要員の状況を見ながら管理者が判断していく。大前提は列車運行、お客さまにご迷惑をおかけしない事である。優先順位としては自区の要員で対応する事である。
- ◆ 業務量に対して要員を配置しているが、それをもってしても年休取得や突発的な事象で要員が厳しくなる時もある。
- ◆ あくまでも勤務発表後、突発的に発生した事象に対応する取扱いである。他箇所が乗務することを前提とした勤務作成は行わない。
- ◆ 業務上必要な人事異動は行っていく。転入出で一時的に要員上影響があることもあるがそれが全てではない。
- ◆ 就業規則に記載しているものが労働条件である。今回は交番順序の変更など業務量の大きな変動がある訳でもなく、山手線共通の取扱いの中行う事なので業務指示の範囲である。



2月2日
東地申第30号

山手線の安全・安定輸送の確保のため、適正な人事運用と要員配置を求める申し入れ

団体交渉を行う!(その2)

2. 安全配慮義務を果たすために、池袋運輸区と大崎運輸区において再説明会を開催すること。

回答:必要な社員周知は行っており、再度説明会を開催する考えはない。

組合

- ◆質問しても答えてくれなかったという社員がいる。なぜこの取り扱いを行うのか理由も説明されていない。資料もない。
- ◆作業や泊地など双方で教育を受けていない取扱いがある。
- ◆具体的な説明もなく資料もない。不安を解消する為に説明会をやるべきだ。
- ◆実際に乗務した人は当日に取扱いを教えている。全員に周知してから行うべきである。池袋運輸区では約8割の乗務員がこの取扱いに不安を感じている。
- ◆安全配慮義務についてどう考えているのか。身体面以外にも精神面も配慮しなければならない。不安な状態で業務につかせない事や職場環境を整える事が企業の責任ではないのか。
- ◆不安や疑問があればその都度聞くことでもいいか。

会社

- ◆現場の訓練会で管理者から説明した。分からない事があればその都度相談してほしい。
- ◆教育を受けていないものがあれば配慮していく。乗れない行路は持ち替えをしていく。
- ◆周知の仕方は様々あるが不安を解消できるように、現場とコミュニケーションをとって教育していく。
- ◆会社が必要と考えることと社員の不安と感ずることにギャップがあることは承る。
- ◆会社としても勉強しながら社員の皆さんが働きやすい環境をつくっていきたいと考えている。
- ◆不安な状態で乗務することはよくないのでその都度管理者に確認してほしい。

大崎運輸区と池袋運輸区は、これまで助勤や

行路移管など、要員問題に苦しんできている職場です。

必要な要員を確保できているということに

明らかに矛盾している！！

**実施ありきではなく、丁寧に説明をして
理解・納得を得ながら進めるべきだ！**